

# 「消防団員の処遇等に関する検討会」中間報告概要

## ① 消防団の現状

- ・令和2年4月1日時点の消防団員数は81万8,478人と2年連続で1万人以上減少する危機的状況（特に20代の消防団入団者数が10年間で約4割減少）であること。
- ・他方、災害が多発化・激甚化する中、消防団の役割も多様化しており、一人ひとりの消防団員の負担も大きくなっていること。
- ・こうした消防団員の労苦に報いるため、消防団員の処遇改善が不可欠と考えられること。
- ・処遇改善は消防団員の士気向上や家族等の理解につながり、ひいては消防団員の確保にも資すること。

## ② 出動手当

- ・出動手当を見直し、出勤に応じた報酬制度（「出勤報酬」）を創設すること。また、出勤に関する費用弁償（実費）については、別途必要額を措置すること。
- ・災害（火災・風水害等）に関する出勤報酬は、1日＝7時間45分を基本とし、予備自衛官等の他の類似制度を踏まえ、7,000～8,000円程度の額を、標準的な額とすること。
- ・災害以外の出動報酬についても、市町村において、出勤の態様（訓練や警戒等）や、業務の負荷、活動時間等を勘案して均衡のとれた額となるよう定めること。
- ・支給方法については、団員個人に直接支給すべきであること。

## ③ 年額報酬

- ・即応体制を取るために必要な作業や、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動に対する報酬として、出勤報酬の創設後も引き続き支給すべきであること。
- ・金額については、「団員」階級の者については年額36,500円を標準的な額とし、「団員」より上位の階級にある者等については、市町村において、業務の負荷や職責等を勘案して均衡のとれた額となるよう定めること。
- ・支給方法については、団員個人に直接支給すべきであること。

## ④ 消防団の運営に 必要な経費

- ・本来団員個人に直接支給すべき経費（年額報酬や出勤報酬等）と、消防団や分団の運営に必要な経費（装備や被服に係る経費、維持管理費、入団促進や広報に係る経費等）は適切に区別し、それぞれを市町村において適切に予算措置すべきであること。

## ⑤ 市町村における 対応

- ・①から④を踏まえ、市町村において消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すべきであること。

## ⑥ 国や都道府県に おける対応

- ・国においては、出勤報酬や年額報酬の標準的な額やその支給方法等の基準を定めるとともに、①から⑤について市町村に対して助言を行うこと。また、国は財政措置のあり方について、財政需要の実態を踏まえ十分な検討を行うこと。
- ・都道府県においても、市町村に対し必要な助言等の支援を行うこと。

## ⑦ 今後の検討事項

- ・報酬等に関する議論は、中間報告をもって結論とし、国・都道府県・市町村は早急に消防団員の報酬等の改善に向けた取組を進めること。
- ・消防団員の確保のためには、報酬等の改善のほか、社会的評価の向上や広報、訓練のあり方など、他にも取り組むべき重要な課題があるため、本検討会において、これらの項目について引き続き精力的に検討すること。